

三原市立小中学校空調設備整備 PFI 事業

実施方針

平成31年3月19日

三原市

【 目次 】

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項.....	1
2	実施方針に関する事項.....	4
3	特定事業の選定に関する事項.....	8
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	9
1	事業者選定に関する基本的な考え方.....	9
2	募集及び選定のスケジュール（予定）.....	9
3	募集及び選定手続等.....	10
4	入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	11
5	事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	15
6	提出書類の取扱い.....	16
第3	事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1	予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担.....	17
2	提供されるサービス水準.....	17
3	事業者の責任の履行に関する事項.....	17
4	市による事業の実施状況のモニタリング.....	17
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
1	施設の概要.....	19
2	その他、主要な事業条件の概要.....	19
第5	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	20
1	係争事由に係る基本的な考え方.....	20
2	管轄裁判所の指定.....	20
第6	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	21
1	本事業の継続に関する基本的な考え方.....	21
2	本事業の継続が困難となった場合の措置.....	21
3	金融機関（融資団）と市との協議.....	21
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	22
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
3	その他の支援に関する事項.....	22
第8	その他、特定事業の実施に関し必要な事項	23
1	情報公開及び情報提供.....	23
2	本事業において使用する言語等.....	23
3	入札参加に伴う費用負担.....	23
4	実施方針等に関する問い合わせ先.....	23

別紙

- 1 リスク分担表（案）
- 2 対象校リスト

様式

- 1 参考図書の出借申込書, 誓約書
- 2 実施方針等説明会及び第1回現地見学会 参加申込書
- 3 実施方針等に関する質問書

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

三原市立小中学校空調設備整備 PFI 事業（以下、「本事業」といいます。）

(2) 公共施設の管理者

三原市長 天満 祥典

(3) 事業目的

本事業は、市内の小中学校教育環境向上の一環として、普通教室、管理諸室等への空調設備の設置及び維持管理に係る事業の実施に当たり、民間事業者の技術やノウハウを活かし一斉導入することで、整備期間や財政負担等の縮減、効率化、平準化を図ることを目的としています。

(4) 対象となる事業の概要

本事業は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備等を、市内小中学校 30 校（以下「対象校」といいます。）の普通教室等に設置するために、本事業を実施する事業者自らの資金で空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、空調設備等の所有権移転業務により市に所有権を移転し、維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行うものです。

(5) 事業方式の概要

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」といいます。）に基づき選定された事業者（以下「事業者」といいます。）が実施するものとし、事業方式は、BTO（Build・Transfer・Operate）方式とします。

(6) 事業の範囲

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業者が事業契約を締結し、対象校の普通教室等 473 教室（予定）における空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の市に対する所有権の移転、空調設備等の維持管理（既設空調設備の法定点検を含む）、空調設備等の移設等並びにこれらに付随し、関連するすべての業務及び学校との調整を行うものとします。対象となる事業の範囲は以下のとおりとします。

① 空調設備等の設計業務

ア 空調設備等の設計のための現況調査業務

イ 空調設備等の施工に係る設計業務（各対象校の一般図の作成、設計図書の作成等）

ウ その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等）

② 空調設備等の施工業務

ア 空調設備等の施工業務（施工業務には、当該空調設備等の導入に伴い、関連するすべての工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含みます。）

イ その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等）

③ 空調設備等の工事監理業務

ア 空調設備等の施工に係る工事監理業務

イ その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等）

④ 空調設備等の所有権移転業務

ア 施工完了後の市への空調設備等の所有権の移転業務

⑤ 空調設備等の維持管理業務

ア 事業期間にわたる空調設備等の性能の維持に必要となる業務（点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）

イ 緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）

ウ 空調設備等の運用に係るデータ計測・記録業務

エ 空調設備等の運用に係るアドバイス業務（機器の使用方法に係る説明書の作成等）

オ その他、付随する業務（業務マニュアルの作成・調整、維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力、交付金申請手続きへの協力等）

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めないものとします。空調設備等の運転に必要となるエネルギー費用については、市が負担します。

⑥ 空調設備等の移設等業務

ア 対象となる小中学校の統廃合、改修工事、設備工事等により空調設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」といいます。）が必要となった場合の空調設備等の移設等業務

なお、上記の空調設備等の移設等業務にかかる費用については、市の負担とします。

(7) 事業者の収入

事業者の収入は、次のものからなります。

なお、支払い方法の詳細は、入札説明書等において示します。

① 空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価

市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価（以下、「設計・施工等のサービス対価」といい、事業者が、空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転の実施に当たって金融機関等からの借入れ等を行う場合は、その金利分もこの設計・施工等のサービス対価に含みます。）については、事業契約書においてあらかじめ定める額の一部を施工完了時、残りを維持管理期間にわたり事業者に支払います。

② 空調設備等の維持管理に係る対価

市は、空調設備等の維持管理業務に係る対価（以下、「維持管理のサービス対価」といいます。）については、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり事業者に支払います。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（平成 31 年 12 月を予定）から、平成 45 年 3 月 31 日までとします。

(9) 事業スケジュール（予定）

契約締結日	平成 31 年 12 月
設計及び施工期間	平成 32 年 1 月～平成 32 年 8 月
維持管理期間	平成 32 年 9 月～平成 45 年 3 月 (8 月末までに引渡しを完了し維持管理業務を開始)
事業終了	平成 45 年 3 月 31 日（事業終了時期）

(10) 本事業の実施に当たり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業の実施に当たり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書（案）を参照することとします。

(11) 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める水準を満たす状態とすることとします。

なお、事業期間終了時の水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案した事業終了時の性能水準に基づくものとするを想定しており、その旨を事業契約に規定します。

2 実施方針に関する事項

(1) 参考図書の貸与

現地見学会に当たり、設計等の詳細な提案に必要な参考図書を貸与します。
現地見学会当日は図面の配布は行いませんので、ご注意ください。

○参考図書

- ・配置図 (CAD データ)
 - ・平面図 (CAD データ)
- (既存の空調機器・室外機及び本事業の対象教室 (新規・更新分) を示しています。)

① 申込手続

ア 申込期間

平成 31 年 3 月 20 日 (水) から 25 日 (月) 午後 5 時まで

イ 申込方法

参考図書の貸与を希望する場合は、「参考図書の貸与申込書 (様式第 1 - 1 号)」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、電子メール (ファイル添付) にて提出 (押印なし) してください。なお、メール件名には「参考図書貸与に関する申込 (会社名)」と明記し、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行ってください。

参考図書の貸与申込書のファイル形式はエクセルとします。

申込は「第 8 4 実施方針等に関する問合せ先」に行ってください。

② 受取及び返却

ア 受取場所

教育部教育振興課 (三原市城町 1 丁目 2 番 1 号)

イ 受取期間

平成 31 年 3 月 20 日 (水) から 3 月 25 日 (月) まで

貸出時間：土日祝を除く午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時を除く)

ウ 受取方法

参考図書の受取に当たっては、「参考図書の貸与誓約書 (様式第 1 - 2 号)」に必要事項を記入・押印のうえ、参考図書の受領時に提出してください。市は、当該押印済誓約書と引換えに参考図書の貸与を行います。

エ 返却日

貸与された参考図書は平成 31 年 5 月 31 日 (金) 午後 5 時までに、「第 8 4 実施方針等に関する問合せ先」の窓口に戻却してください。

(2) 実施方針等に関する説明会及び第1回現地見学会

実施方針等に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について説明します。

また同時に、本事業の対象校の現地見学会を実施します。現地見学会は、実施方針公表に伴う説明会及び第1回現地見学会と、事業公募後に行う第2回現地見学会（7月～8月を予定）の2回の開催を予定しています。

説明会及び第1回現地見学会の日時、開催場所、参加申し込み方法は次のとおりです。なお、第2回現地見学会の開催要領の詳細については、入札説明書において提示します。

○開催日時：平成31年3月26日（火）～3月29日（金）

実施方針に関する説明会：平成31年3月26日（火） 9:30～10:30

第1回現地見学会：平成31年3月26日（火）～3月29日（金）

○対象者：実施方針に関する説明会：

本事業への参画を検討している民間事業者

○開催場所：説明会は第二中学校において行い、本事業への参画を検討している民間事業者を対象とした現地見学会（A班及びB班に分かれて実施）は、説明会后、次に示す日程で順次実施します。現地見学会の所要時間は各学校とも1時間程度を予定しています。

平成31年3月26日（火）

A・B班共通（実施方針等に関する説明会）

学校名	所在地	見学時間
第二中学校	三原市中之町2丁目14番1号	9:30～10:30

A班（現地見学会）

学校名	所在地	見学時間
第二中学校	三原市中之町2丁目14番1号	10:30～11:30
深小学校	三原市深町1589番地	13:00～14:00
三原小学校	三原市館町2丁目3番1号	14:20～15:20
西小学校	三原市西宮2丁目7番1号	15:40～16:40

B班（現地見学会）

学校名	所在地	見学時間
中之町小学校	三原市中之町6丁目4番1号	10:45～11:45
糸崎小学校	三原市糸崎5丁目3番1号	13:00～14:00
第一中学校	三原市糸崎5丁目7番1号	14:10～15:10
木原小学校	三原市木原3丁目2番20号	15:30～16:30

平成 31 年 3 月 27 日 (水)

A 班 (現地見学会)

学校名	所在地	見学時間
第五中学校	三原市沼田東町片島 532 番地	9:30~10:30
沼田東小学校	三原市沼田東町片島 273 番地	10:40~11:40
沼北小学校	三原市小坂町 3515 番地	13:00~14:00
沼田小学校	三原市沼田 2 丁目 1 番 32 号	14:20~15:20
宮浦中学校	三原市宮浦 5 丁目 29 番 1 号	15:40~16:40

B 班 (現地見学会)

学校名	所在地	見学時間
本郷小学校	三原市本郷北 3 丁目 15 番 1 号	9:30~10:30
本郷中学校	三原市下北方 2 丁目 27 番 1 号	10:40~11:40
本郷西小学校	三原市本郷町南方 4003 番地	13:00~14:00
沼田西小学校	三原市沼田西町松江 1508 番地	14:20~15:20
小泉小学校	三原市小泉町 4840 番地 1	15:30~16:30

平成 31 年 3 月 28 日 (木)

A 班 (現地見学会)

学校名	所在地	見学時間
幸崎小学校	三原市幸崎能地 3 丁目 16 番 2 号	9:30~10:30
幸崎中学校	三原市幸崎能地 3 丁目 16 番 1 号	10:40~11:40
第四中学校	三原市須波ハイツ 2 丁目 26 番 1 号	13:00~14:00
須波小学校	三原市須波 1 丁目 22 番 1 号	14:20~15:20
田野浦小学校	三原市宗郷 1 丁目 10 番 1 号	15:30~16:30

B 班 (現地見学会)

学校名	所在地	見学時間
久井小学校	三原市久井町下津 735 番地	10:00~11:00
久井中学校	三原市久井町下津 735 番地	11:00~12:00
大和小学校	三原市大和町大具 2362 番地 1	13:30~14:30
大和中学校	三原市大和町大具 2280 番地	14:40~15:40

平成 31 年 3 月 29 日 (金) (現地見学会)

学校名	所在地	見学時間
鷺浦小学校※	三原市鷺浦町須波 2189 番地	10:00~11:00
南小学校	三原市円一町二丁目 7 番 2 号	13:30~14:30
第三中学校	三原市宮沖 3 丁目 15 番 2 号	14:50~15:50

※離島のため、移動は船舶 (高速船及びフェリー) の使用となります。

- 参加者 : 本事業への参画を検討している民間事業者 (1社各班2名まで)
- 申込方法 : 「**実施方針等説明会及び第1回現地見学会参加申込書** (様式第2号)」を三原市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記入の上、平成31年3月22日(金)17時までに、電子メール(ファイル添付)にて申込みをしてください。(参加申込書のファイル形式はMicrosoft Excelとします。)

なお、電子メールによる提出の際は、件名に「説明会申込書」と記載してください。

市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信します。万が一、3月25日(月)13時までに返信が無い場合、次の申込先に記載されている担当課までご連絡ください。
- 申込先 : 三原市教育委員会教育振興課
TEL : 0848-67-6151
E-mail : kyoikushinko@city.mihara.hiroshima.jp
- 留意事項 : 説明会会場では、資料を配付しませんので、三原市教育委員会ホームページに掲載している実施方針等を持参してください。
各施設への移動は、参加する民間事業者において対応してください。
- 現地見学会における写真撮影について :
現地見学会における写真撮影は可能としますが、児童・生徒や教職員を含む撮影は禁止します。
また、教職員等より別途撮影を禁止する旨の指示があった場所については、撮影を禁止します。

(3) 実施方針等に関する質問の受付

実施方針等に記載された内容に関する質問を次のように受け付けます。なお、これ以外による質問の提出は無効とします。

- 対象者 : 本事業への参画を検討している民間事業者
- 受付方法 : 質問の内容を簡潔にまとめ、「**実施方針等に関する質問書** (様式第3号)」に必要事項を記入の上、平成31年4月12日(金)17時までに、電子メール(ファイル添付)にて提出してください(Microsoft Excelとします)。なお、電子メールによる提出の際は、件名に「実施方針質問書」と表記してください。
市は電子メールを受信後、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信します。万が一、4月15日(月)17時までに返信が無い場合、次の提出先に記載されている担当課までご連絡ください。
- 提出先 : 三原市教育委員会教育振興課
TEL : 0848-67-6151
E-mail : kyoikushinko@city.mihara.hiroshima.jp
- 締切日 : 平成31年4月12日(金)17時

(4) 実施方針等に関する質問への回答

実施方針等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 31 年 4 月中旬～下旬を目途に、三原市ホームページにて公表することとします。

なお、質問を行った民間事業者の名称は公表しないものとします。

(5) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者からの質問、意見等、又は市での検討を踏まえ、必要に応じ、書類の内容を見直し、変更することがあります。変更を行った場合には、実施方針等の公表と同じ方法で速やかに公表します。

3 特定事業の選定に関する事項

(1) 基本的な考え方

市は、PFI 法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「VFM に関するガイドライン」、実施方針等への民間事業者の意見等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することにより、空調設備の整備について、市自らが実施したときに比べて効果的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定します。

(2) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断結果を、評価の内容とあわせて、三原市ホームページを通じて公表します。なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表します。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、事業者に対象校の普通教室等 473 教室（予定）における空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の所有権移転、空調設備等の維持管理、空調設備等の移設等並びにこれらに付随し、関連するすべての業務の実施を求めるものです。事業期間も長期間にわたることから、事業者には、本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められます。

したがって、事業者の選定に当たっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係るサービス対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）により事業者を選定する予定です。

2 募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の選定に当たってのスケジュールは、概ね下表のとおりです。

日 程（予定）	内 容
平成 31 年 3 月 19 日	実施方針等の公表
3 月 19 日～3 月 22 日	実施方針等の説明会及び第 1 回現地見学会申込み
3 月 26 日～3 月 29 日	実施方針等の説明会及び第 1 回現地見学会
3 月 19 日～4 月 12 日	実施方針等に関する質問の受付
4 月中～下旬	実施方針等に関する質問及び回答の公表
4 月下旬	特定事業の選定及び公表
4 月下旬	入札説明書等の公表
5 月中旬	入札説明書等の説明会
5 月下旬	入札説明書等に関する質問の受付
6 月中旬	入札説明書等に関する質問及び回答の公表
6 月中旬	入札参加表明書及び参加資格審査必要書類の受付
6 月下旬	資格確認結果の通知
7 月上旬	第 2 回現地見学会の申込み
7 月中旬～下旬	第 2 回現地見学会
8 月下旬	提案書の受付期限
9 月下旬	落札者の決定
10 月上旬	基本協定の締結
10 月下旬	仮契約の締結
10 月下旬	審査講評の公表
12 月下旬	事業契約の締結※

※本事業の実施に当たっては、予算及び事業契約に関する議案を市議会に提出し、これら議案の成立後、事業契約締結となります。

3 募集及び選定手続等

(1) 実施方針等の公表・説明会及び第1回現地見学会

「第1-2(2) 実施方針に関する説明会及び第1回現地見学会」を参照してください。

(2) 実施方針（修正版）の公表

「第1-2(5) 実施方針等の変更」を参照してください。

(3) 特定事業の選定

「第1-3 特定事業の選定に関する事項」を参照してください。

(4) 入札公告、入札説明書等の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合には、入札公告を行い、入札説明書等を公表・交付します。

(5) 入札説明書等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、入札説明書等に関する説明会を開催し、市の考え方を説明します。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書において提示します。

(6) 第2回現地見学会の開催

本事業の検討対象校全校の第2回現地見学会の実施を予定しています。第2回現地見学会の開催要領の詳細については、入札説明書において提示します。

(7) 入札説明書等に関する質問及び回答の公表

入札説明書等の記載内容についての質問を受け付けます。また、質問は、市の回答とともに公表するものとします。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書において提示します。

(8) 入札参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

本事業の応募者に、本事業に関する入札参加表明書、参加資格審査に必要な書類の提出を求めます。資格審査の結果は、応募者に通知します。

なお、これらの書類の提出の時期、提出の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、本事業の入札公告時に公表する入札説明書等において提示するものとします。

(9) 入札書及び提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき入札書及び本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求めます。

なお、入札書及び事業提案書の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細

等については、入札説明書等において提示するものとします。

(10) 落札者の決定

市は、入札説明書に示す算定式に基づいて数値化し、その総合評価点が最も高い提案を行った事業者を落札者として決定し、通知します。

また、落札者の決定について公表します。

(11) 特別目的会社の設立

落札者は本事業のみを実施するために出資・設立した特別目的会社（以下「SPC」といいます。）を設立することとします。この際、事業者は事業提案において請負又は受託することとなっている業務を、SPC から請負又は受託することとします。ただし、「空調設備の所有権移転業務」については、SPC が自ら実施することとします。なお、SPC は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社とします。

(12) 事業契約等の締結

落札者と市は基本協定を締結し、SPC と市とは事業契約に関する協議を行い、市議会の議決を経て事業契約を締結します。

4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者等の全体構成

本事業の入札に参加する者（以下、「入札参加者」といいます。）は、次の要件を満たすものとします。

ア 入札参加者は、本事業を実施することを表明する企業（以下「構成企業」といいます。）と、事業開始後、「第 2 3 (11) 特別目的会社の設立」に示す SPC 又は構成企業から業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業（以下、「協力企業」といいます。）とし、これらにより構成されるグループ（以下「入札参加グループ」といいます。）で入札に参加することとします。

イ 入札参加グループが本事業の入札に参加する場合には、あらかじめグループの代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこととします。

ウ 参加表明書及び資格審査書類の提出時には、入札参加グループの構成企業と協力企業について明らかにすることとします。

エ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加グループの構成企業及び協力企業にはなることができないものとします。また、協力企業も同様に、他の入札参加グループの構成企業及び協力企業にはなることができないものとします。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加グループの協力企業が落札した入札参加グループの SPC 又は構成企業から業務を再受注することは妨げません。その場合は、事前に市の承諾を得るものとします。

オ 原則として、本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加グループの構成企業の変更は認められません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととします。

(2) **構成企業の入札参加資格要件**

構成企業は、次のいずれにも該当しない者とします。

ア 市の指名除外期間中の者（建設業等指名除外要綱第 2 条第 3 項、入札告示日から落札者決定までの期間）。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。

エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

オ 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

キ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。

ク 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。

ケ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者。

なお、アドバイザー業務に関与した者は、次のとおりです。

- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
- ・汎設計株式会社
- ・弁護士法人関西法律特許事務所

コ 「5 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項」に示す選定委員会の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

(3) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務を担当する構成企業は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たすものとします。

ア 「空調設備等の設計業務」を行う構成企業の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (イ) 提案書の受付期限までに、平成 31 年度に有効な（建設工事）指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）に登録されていること。（平成 31 年 5 月上旬に追加受付を行う見込みです。）
- (ウ) 平成 20 年度以降に、学校教育法第 2 条に規定する学校の校舎棟全体における空調設備の設計の実績を有していること。

イ 「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の移設等業務」を行う構成企業の要件

- (ア) 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、建設業法第 3 条第 1 項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管工事」の総合評定点が一定の点数以上であること。（なお、具体的な点数の条件については入札説明書において示します。）
- (ウ) 建設業法上の「管工事」資格を有すること。
- (エ) 平成 20 年度以降に、学校教育法第 2 条に規定する学校の校舎棟全体の空調設備の施工の元請としての施工実績を有していること。

ウ 「空調設備等の工事監理業務」を行う構成企業の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (イ) 資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 平成 20 年度以降に、学校教育法第 2 条に規定する学校の校舎棟全体における工事の工事監理の実績を有していること。

エ 「空調設備等の維持管理業務」を行う構成企業の要件

- (ア) 維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。
- (イ) 資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 平成 20 年度以降に連続して 5 年以上の期間、学校、事務所等の施設における空調設備の維持管理業務の実績を有していること。

(4) 同一企業による複数業務の担当についての要件

構成企業は、「第 1 1 (6) 事業の範囲」に示す業務のうち、複数業務を担当できるものとします。ただし、同一の事業対象箇所（学校単位とします。）における「空調設備等の施工業務」と「空調設備等の工事監理業務」の両方の業務を、同一の構成企業が担当することはできません。なお、協力企業も同様とします。

(5) 協力企業が担当できる業務についての要件

構成企業が、本事業の業務を協力企業に再委託する、又は請け負わせる場合の条件は原則として以下のとおりとし、協力企業に再委託し、又は請け負わせようとする場合には事前に市の承諾を得るものとします。

ア 「空調設備等の設計業務」、「空調設備等の施工業務」、「空調設備等の工事監理業務」及び「空調設備等の移設等業務」は、業務の一部に限って協力企業に再委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を協力企業に再委託する、又は請け負わせることはできないものとします。なお、施工業務及び移設業務に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとします。

イ 「維持管理業務」は、業務の一部若しくは全部を協力企業に再委託する、又は請け負わせることができるものとします。

(6) 参加資格の喪失

構成企業が、参加表明書及び資格確認書類提出日から仮契約までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合には、原則として当該入札参加グループの参加資格を取り消すものとします。

ただし、やむを得ない事情があると市が判断する場合には、市と入札参加グループで協議のうえ、市が取扱いについて決定することとします。詳細は入札説明書で示します。

(7) 市内業者に対する契約に関する配慮事項

地域の活性化に貢献できるよう、構成企業や協力企業の選定や、業務の一部委託に当たり、可能な限り多くの市内業者の参画を促進することに配慮することとします。

5 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

事業提案の審査は、学識経験者等により構成する三原市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において行います。審査は資格審査と提案審査の二段階に分けて実施するものとします。

(2) 審査の内容

選定委員会においては、入札額（本事業に係る費用）とともに、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等について総合的な審査のうえ、評価を行うものとします。

市は、選定委員会の評価結果を受け、最も優れた提案を行った参加者を落札者として決定します。

(3) 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行うこととします。なお、提案審査の際に、各参加グループに対してヒアリングを行うことがあります。

ア 資格審査

入札参加グループの各構成企業が基本的参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているかどうか審査します。満たしていないと判断する場合には失格とします。

イ 提案審査

提案審査は、次に示す項目を勘案し評価を行い、その加算によって最終的な落札者を決定します。

(ア) 入札価格（予定価格を超えた場合は失格）

(イ) エネルギー費用（事業期間内に空調設備等の運用に必要となるエネルギー量を基に算出した費用）の総額

(ウ) 入札参加グループが提出した提案書に基づき、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等の項目についての提案内容

(4) 事業者の選定

市は、選定委員会の評価結果を受けて、落札者を決定します。

また、決定後、速やかに当該入札参加グループに対して決定された旨を通知します。

(5) 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価は、三原市ホームページに掲載します。

(6) 契約交渉及び契約手続き

市は、決定した落札者と契約手続きを行います。

(7) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加グループがない場合、いずれの入札参加グループの提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合があります。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに公表します。

6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提案内容の著作権は、入札参加者に帰属します。ただし、市が三原市情報公開条例（平成 17 年条例第 12 号）に基づき、応募内容を公表する場合、又はその他市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用することができるものとします。

なお、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が三原市情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合を除き、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとします。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとします。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、また、より低廉なコストで公共サービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、別紙1「リスク分担表(案)」に示すとおりです。

なお、別紙1で示したリスク分担は現段階での案であり、実施方針等への質問回答や市内部での検討を踏まえて調整を行った後、入札公告の際に入札説明書とあわせて公表する事業契約書(案)により、リスク分担に関する条件を明確化します。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務について要求するサービス水準については、入札説明書で示します。

3 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約に従い、責任を持って履行することとします。

なお、事業契約の締結に当たっては、契約の履行を確保するため、次のいずれかの方法により事業契約の保証を行うことを想定しています。詳細は入札説明書及び事業契約書(案)で示します。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金の納付に代わる措置

ウ 履行保証保険付保等による保証措置

4 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、事業者が、定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準及び事業者が提案したサービス水準に基づいて事業契約において定められたサービス水準が達成されているかどうかについて、モニタリングを実施するものとします。

また、市がモニタリングを必要と考える場合においては、市は随時に市の方法及び手段によりモニタリングを行うことができることとします。事業者は、市の求めに応じて、市が行うモニタリングに協力することとします。

(2) モニタリングの対象

市は、事業者が実施する空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の所有権移転、空調設備等の維持管理、空調設備等の移設等の業務が、事業契約において定められたサービス水準を達成しているかどうかについて確認を行います。

モニタリングには、空調設備等の性能に係る確認も含まれます。なお、性能に係る確認は、原則として事業者が実施し、市がその結果を確認するものとします。

なお、本事業において、事業契約において定められたサービス水準を満たすことは、事業者の責務であり、市が行ったモニタリングの結果によって免責されることはありません。

(3) モニタリングの時期

モニタリングは、原則として、設計時、施工時、工事完成時、維持管理時、事業終了時の各段階において行います。事業期間中及び事業終了時のサービス水準は、入札説明書等、事業提案書等にもとづいて、事業契約において定めます。

(4) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等において提示します。また、事業契約において定めることとします。

(5) モニタリングの費用の負担

市の実施するモニタリングに関して、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とします。その他、市が行う作業等に必要となる費用は市の負担とします。

(6) 事業者に対する支払額の減額等

市がモニタリングを行った結果、事業契約で定められた水準が維持されていない場合、改善勧告、支払額の減額、契約解除等の対象となります。

なお、減額等の考え方については、入札説明書等において示します。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の概要

(1) 対象となる施設

市が指定する三原市立小中学校 30 校の普通教室等，473 教室（予定）とします。
なお，本事業の対象校及び所在地は別紙 2「対象校一覧」に記載しています。

(2) 学校施設の立地条件

対象校ごとの対象となる施設の配置等については，入札説明書等において提示します。

2 その他，主要な事業条件の概要

(1) 空調設備のエネルギーの種別

空調設備等の運転に必要なエネルギーの種別については，事業者において設定することとします。エネルギー価格，エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から，適切なエネルギー方式で提案してください。

(2) 学校施設の利用等に関する事項

原則として，空調設備等の施工等に必要な敷地及び既存の学校施設・設備については，PFI 法第 69 条の規定により，事業期間中，市が事業者が無償で貸し付けるものとします。なお，学校運営上支障のない範囲とし，貸付に当たっては学校の許可を得るものとします。

また，室外機，熱源，屋外キュービクル，各種配管等の設置に際し，障害物がある場合は，市の指示に従い，事業者の負担において移設させ，又は機能復旧させることを原則とします。（例示：校内の樹木の移植，校内排水溝の付け替え，室内蛍光灯の移設等）

空調設備の室外機の設置場所については，基本的に学校施設の利用に影響の少ない場所とすることとします。例えば，普通教室の窓を隠すような場所には配置しないものとします。また，本事業において室外機を校舎の屋上及び壁面には設置しないものとします。ただし，屋上に将来対応用の室外機基礎がある学校は除きます。対象校については今後資料を提供します。

なお，実際の設置場所については，設計業務を行うに当たって，市及び学校と十分協議の上決定するものとします。

第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合，市と事業者は誠意を持って協議するものとし，協議が調わない場合には，事業契約に定める具体的な措置に従うものとしします。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については，広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定性、継続性を確保するため、事業契約において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置を採ることとします。なお、市が考える措置の詳細については、入札説明書とあわせて公表する事業契約書（案）で示します。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約において定められたサービス水準を下回る場合、その他事業契約において定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間以内に修復策の提出及び実施を求めることがあります。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することがあります。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することがあります。

市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行います。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができるものとします。

この場合には、市は、事業契約に定めるところに従い、事業者に生じた損害を賠償するものとします。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとします。

3 金融機関（融資団）と市との協議

市は、事業者の求めに応じて、事業の担保性を確保する目的で、事業者に対し資金融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結することがあります。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していません。

ただし、事業者が本事業の実施に当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、市と事業者で協議することとします。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していません。

ただし、事業者が本事業の実施に当たり、国の施設整備費等の補助、財政上及び税制上の支援等を受けることができる可能性がある場合、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとします。

3 その他の支援に関する事項

市は、事業者が本事業の実施に当たって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力します。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議することとします。

第8 その他、特定事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ホームページ等を通じて行います。

本事業に係るホームページ

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/>

2 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

3 入札参加に伴う費用負担

事業者の入札参加にかかる費用については、すべて事業者の負担とします。

4 実施方針等に関する問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は以下のとおりです。なお、問い合わせに対する回答については、ホームページに掲載します。

担当 三原市教育委員会教育振興課

住所 〒723-0014 三原市城町1丁目2番1号

電話 0848-67-6151

HP-URL : <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/>

E-mail : kyoikushinko@city.mihara.hiroshima.jp

リスク分担表（案）

別紙 1

○:当該リスクに関する主たるリスクの負担者

△:当該リスクに関する従たるリスクの負担者

■共通事項

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
入札説明書リスク		1	入札説明書等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
制度関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更, 新たな規制立法の成立など	○ ※1	
		3	本事業のみならず, 広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更 リスク	4	消費税および地方消費税に関する変更	○	
		5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
		6	上記以外の税制の変更等(例: 法人税率の変更)		○
	許認可等 リスク	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
政策変更 リスク	9	政策変更(事業の取りやめ, 学校統廃合, その他)等による事業への影響	○ ※2		
社会リスク	住民対応 リスク	10	整備および事業方針に関する住民反対運動, 訴訟, 要望などへの対応	○	
		11	事業者が行う調査, 建設に関する近隣住民の訴訟, 苦情, 要望などへの対応		○
	環境 リスク	12	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音, 振動, 臭気, 有害物質の排出など)に関する対応		○
		第三者賠償 リスク	13	事業者が行う業務に起因する事故, 事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合	
14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償		○		
不可抗力リスク		15	計画段階で想定していない(想定以上の)暴風, 豪雨, 洪水, 高潮, 地震, 地滑り, 落盤, 落雷などの自然災害, および, 戦争, 暴動その他の人為的な事象による設備等の損害, 維持管理業務の変更によるもの	○ ※3	△ ※3
経済リスク	資金調達 リスク	16	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動 リスク	17	設計・建設段階の物価変動(整備費に関するもの)		○
		18	維持管理段階の物価変動(維持管理費に関するもの)	△ ※4	○ ※4
	金利変動 リスク	19	整備費の割賦金利の変動		○ ※5

■設計・施工段階

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
測量・調査リスク		20	市が提供する敷地・校舎図面に重大な誤りがあった場合	○	
		21	事業者が実施した測量, 調査等に不備があった場合		○
		22	事業者が実施した測量, 調査の結果, 既存校舎の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○	
計画リスク	設計リスク	23	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更 リスク	24	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工事リスク	工事費増加 リスク	25	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○

		26	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工期遅延 リスク	27	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		28	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合	○	
工事監理リスク		29	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求性能未達リスク		30	工事完了後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
技術進捗リスク		31	計画・建築段階における技術進捗に伴い、新規設備の内容に変更が必要となる場合	○	

■維持管理段階

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理 リスク	業務水準 未達リスク	32	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能リスク	33	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
		34	新規設備の通常劣化等による性能の低下		○
		35	更新にあたっての配管の再利用に起因する性能の低下		○
	施設瑕疵 リスク	36	事業期間中に整備による瑕疵が発見された場合		○
	維持管理費 増加リスク	37	市の要因(業務内容, 対象範囲の変更指示等)による維持管理費の増加	○	
		38	市の要因以外の要因による維持管理費の増加(不可抗力, 物価変動等, 他のリスク分担項目に含まれるものを除く)		○
	設備損傷 リスク	39	新規設備の劣化に対して, 事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		40	市の責めにより新規設備又は点検対象設備が損傷した場合	○ ※6	
		41	事業者の責めにより新規設備が損傷した場合		○ ※6
42		事業者の責めにより点検対象設備が損傷した場合		○ ※6	
運営リスク	エネルギー コスト変動 リスク	43	エネルギーの単価が変動する場合	○	
		44	新規設備の使用時間が変動する場合	○	
		45	新規設備の性能未達及び想定以上の性能劣化, 想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギーコストの増加		○ ※7
事業期間終了時の 性能リスク		46	事業期間終了時における性能水準の保持		○

【注釈】

- ※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求仕様に変更となった場合などについては、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※2 政策変更(事業の取りやめ, 学校統廃合, その他)等による事業への影響により、事業者追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、市が事業者を支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とする。

- ※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示する。
- ※4 物価変動等に一定程度の下降又は上昇があった場合には、調整を行う。より詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示する。
- ※5 基準金利がマイナスとなり、事業者が得られるスプレッド金利と合わせた適用金利がマイナスとなった場合は、適用金利をゼロとみなす。
- ※6 「市の責めにより新規設備又は点検対象設備が損傷した場合」には、市の職員、児童・生徒、教職員、児童・生徒の保護者等、学校の通常利用者によるものも含む。
- ※7 事業期間中に空調機器の性能が、事業者の設定する性能を下回った場合（瑕疵又は故意、重過失による要求水準の未達は除く）、事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途ペナルティーが課される。また、これに起因して増加するエネルギーコストは事業者が負担することとする。

【小学校】

No	学校名	住所	電話番号
1	三原小学校	三原市館町 2 丁目 3 番 1 号	0848-62-2165
2	糸崎小学校	三原市糸崎 5 丁目 3 番 1 号	0848-63-3184
3	木原小学校	三原市木原 3 丁目 2 番 20 号	0848-68-0125
4	中之町小学校	三原市中之町 6 丁目 4 番 1 号	0848-62-3244
5	西小学校	三原市西宮 2 丁目 7 番 1 号	0848-62-3246
6	田野浦小学校	三原市宗郷 1 丁目 10 番 1 号	0848-62-3247
7	須波小学校	三原市須波 1 丁目 22 番 1 号	0848-67-0248
8	深小学校	三原市深町 1589 番地	0848-62-4665
9	南小学校	三原市円一町二丁目 7 番 2 号	0848-63-3181
10	沼田小学校	三原市沼田 2 丁目 1 番 32 号	0848-66-0249
11	沼北小学校	三原市小坂町 3515 番地	0848-66-0240
12	沼田東小学校	三原市沼田東町片島 273 番地	0848-66-0250
13	沼田西小学校	三原市沼田西町松江 1508 番地	0848-86-2116
14	小泉小学校	三原市小泉町 4840 番地 1	0848-66-3204
15	幸崎小学校	三原市幸崎能地 3 丁目 16 番 2 号	0848-69-0028
16	鷺浦小学校	三原市鷺浦町須波 2189 番地	0848-87-5222
17	本郷小学校	三原市本郷北 3 丁目 15 番 1 号	0848-86-3300
18	本郷西小学校	三原市本郷町南方 4003 番地	0848-86-2607
19	久井小学校	三原市久井町下津 735 番地	0847-32-5005
20	大和小学校	三原市大和町大具 2362 番地 1	0847-35-3525

【中学校】

No	学校名	住所	電話番号
1	第一中学校	三原市糸崎 5 丁目 7 番 1 号	0848-62-3211
2	第二中学校	三原市中之町 2 丁目 14 番 1 号	0848-62-3212
3	第三中学校	三原市宮沖 3 丁目 15 番 2 号	0848-62-3213
4	第四中学校	三原市須波ハイツ 2 丁目 26 番 1 号	0848-69-2594
5	第五中学校	三原市沼田東町片島 532 番地	0848-66-0215
6	幸崎中学校	三原市幸崎能地 3 丁目 16 番 1 号	0848-69-0004
7	宮浦中学校	三原市宮浦 5 丁目 29 番 1 号	0848-64-1591
8	本郷中学校	三原市下北方 2 丁目 27 番 1 号	0848-86-2030
9	久井中学校	三原市久井町下津 735 番地	0847-32-6019
10	大和中学校	三原市大和町大具 2280 番地	0847-34-1111